「第2章 各主体の権利、役割及び責務」の評価

第2節 市民活動団体

(市民活動団体の役割)

第7条 市民活動団体は、地域社会の担い手であることを自覚し、それぞれの特性を生かしながらまちづくりの推進に努めます。

討 議 員 か ら の ご 意 見	参	考	第3回市民討議会での討議内容
「ボランティア」には独特の雰囲気があり、まだまだ定義もあいまいで、浸透していないのが現状。 新しく出てきている若い人たちの、まちづくりの活動をどう継続させ、息の長い活動に根付かせていけるかがカギだと思う。 他人事にはしない。市民一人ひとりが当事者意識をもつ。実はいちばん難しいことではないか。 そこにも、市の助け、支援が必要。「つなげていく人」の人材不足。	してのボランティアセンターの めの補助金の交付、市の組織の 担当部署の一元化などを実施し は思っていません。	中での「区」と「市民活動」の	
小諸市のまちづくりにあたって、市民活動団体の果たす役割は非常に大きく、一層の発展を 願いたい。現在活動している市民活動団体の実態があまり知られていないのではないか。一覧 表や活動内容を紹介する方法を考えてほしい。	ホームページの「県民協働・N」 一」で、一覧表や活動内容など	を紹介しています。 ボランティアこもろ」を隔月で) ・ボランティア交流集会」の) 多 くの皆様に市民活動団体の	